

自転車も

「妨害（あおり）運転」は 禁止です！

＜令和2年6月30日施行＞

道路交通法の一部が改正され、妨害（あおり）運転に対する罰則が設けられました。

このため、自転車を運転中に

自動車、バイク、自転車など、他の車両の通行を妨害する目的で一定の違反（※）を行った場合

には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金の処罰を受ける可能性があります。

※ 一定の違反とは、

- 車間距離の不保持
- 不必要な急ブレーキ
- 逆走して進路を塞ぐ
- 他車への幅寄せ
- 進路変更
- 追越し違反
- 自転車の「ベル」をしつこく鳴らすなどの違反をいいます。



自転車運転者講習の受講対象となる交通違反に妨害（あおり）運転が追加されました。

自転車運転者講習とは、

- 14歳以上の者で、
- 3年以内に2回以上、講習の受講対象となる交通違反を行い検挙された者に対し、安全講習の受講を命じる制度です。

入っていますか？ 「自転車保険」

静岡県では「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入が義務付けられています。

この機会に、自転車を運転する際の交通ルールと保険の加入状況について確認をしましょう。



静岡県